

生活困難者に対する自立支援ハウジングのあり方に関するガイドラインの概要 ——ホームレスに対する地域居住ケア推進ネットワーク実現のワンステップとして——

0. ガイドライン検討の背景

NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク

- ・2007年4月発足、10年1月NPO認証。現在56の団体と個人会員から構成。

ガイドライン検討の背景

- ・2009年10月設置の「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム」に奥田理事長が出席。09年12月、部内に「自立支援施設ガイドライン検討委員会」設置。
- ・無低のあり方をめぐる論点の視野を広げ、ホームレス支援のあり方を展望する必要。

1. ホームレス自立支援の理念

ホームレス自立支援の現状

- ・多重な支援（生活相談、就労支援等）、居住環境の提供（一般住宅、中間施設等）。
ーケアの中身も含めて、ホームレス自立支援法等の既存制度で関連規定がない。

追究すべきホームレス自立支援の理念

- ・生活保護法とホームレス自立支援法のダブルスタンダードの評価と今後の課題。
- ・施設であろうが居宅であろうが、継続的なケアが必要とされている。

2. 生活困難者に対する地域居住ケア推進ネットワークの提唱

支援対象者の現状（3タイプ）と支援施設類型との関係→図1参照

- ①短期自立可能層：年齢、健康状態、社会的適応性等において短期間の支援で自立可能。
- ②生活訓練支援層：長い野宿生活や生活困窮によって社会生活上の適応が困難。
- ③長期滞在型地域生活支援層：高齢や障がい等によって単独生活が困難。

生活困難者に対する地域ケア推進ネットワークの提唱

- ・本ネットワークがカバーするハウジングの多様な形態、支援メニューの多様性。
- ・現存の法体系のもとで特定施設の規制強化を図ると、規制逃れを生む可能性があり、法定外施設には網がかかりにくい。既存の規制の活用と正のインセンティブ付与を。

3. ホームレス地域居住ケア推進ネットワークのスキーム

ホームレスの居宅移行後の地域生活を支援するうえで必要なもの

- ・所得保障、居住環境の提供、就労支援、日常生活に関わる様々なケアの提供。
ーそのために必要な、アセスメント、相談、継続的ケアのコーディネートの業務。
ーさらに必要な、ケアの質や事業運営の透明度をチェックする事業評価、苦情受付。
※伴走的コーディネート・・・①統合的ケアプラン作成 ②重層的段階的
③受皿とコーディネートの分離 ④制度またぎ

生活保護を利用した質の劣る事業（いわゆる「貧困ビジネス」）の規制

- ・不透明・不適切な保護費の利用が生じている問題の根幹：生活保護の運用。
ー保護受給後のケースワークの不十分さ、居住・生活環境の把握・評価の不徹底。
- ・不透明・不適切な保護費の利用を防ぐための方策：既存の枠組みと財源の活用
①無低入所の受給者への十分なケースワークと、必要に応じた居宅生活移行支援。
ーそのためにケースワーカー増員、ホームレス自立支援事業の総合相談事業の活用。
②第2種社会福祉事業としての無低：行政指導・監査の徹底。苦情の受付・対応を行

う第三者窓口(都道府県社会福祉協議会に設置の運営適正化委員会等)の役割明示。
ホームレス地域居住ケア推進ネットワークの構成

- ・次の四つの機関で構成。既存の社会保障・社会福祉制度も重要な役割→図2参照
- ①「**ホームレス地域居住ケア推進ネットワーク協議会**」: 地域ごとのユニットを総括。地域のケアの展開状況や課題を総合的に検討。NPOや自治体、地域包括支援C、地域定着支援C、社会福祉関連専門職、学識経験者等で構成し、年に数回の開催。
- ②「**ホームレス地域居住ケア認定・外部評価チーム**」: ③のコーディネート機関や④のハウジング提供機関に対して、支援実績、利用者への説明責任や契約内容の明確化、ケア計画書等にもとづき、事業者の選考・認定および定期的な外部評価を行う。
- ③「**ホームレス地域居住ケア推進コーディネートセンター**」: ④のハウジングや既存制度を活用して、利用者へのケア供給や所得・サービス保障を行うために、アセスメント業務とコーディネート業務を担う。それを通じて、伴走的コーディネートと持続的アフターケアの展開を図り、利用者の状況に即した自立生活の支援を行う。
- ④「**自立支援ハウジング**」: 期待される4つの機能として、総合相談窓口の提供(アウトリーチ、相談会)、居住環境の提供(中間施設、借上げ住宅)、野宿状態や中間施設から一般住宅への居宅設置支援、一般住宅入居後のアフターケア(訪問、通所等)。

4. 自立支援ハウジング運営の基準

運営基準=ホームレス地域居住ケア認定・外部評価チームによる認定・外部評価の項目

- ①ケースカンファレンスの実施(ガイドラインにもとづくケア計画書の作成)。
- ②施設運営に関する情報公開と個人情報保護の実施。施設運営に関する財務、スタッフ体制、サービス内容等。見学等に関しても、個人情報保護に問題がない限り原則としてオープンであること。個人情報保護に関する統一的なガイドラインを作成する。
- ③説明責任・契約内容の明確化。入所・利用に関する契約内容の明文化、入所・利用者と施設側の相互での確認、統一的な契約書書式、重要事項説明書の書式作成。
- ④既存の制度・資源の活用。金銭管理に関しては、社会資源を優先しつつケアにおいて必要があれば統一的なガイドラインのもとで自立支援ハウジングの事業として行う。
- ⑤服薬管理に関する統一的なガイドラインを作成する。
- ⑥就労支援の仕組みの提供。事業者独自もしくは地域のNPOや社会資源との協働。
- ⑦ホームレス支援専門職の育成 ⑧基準達成施設の明確化(適正マーク)
- ⑨苦情処理等第三者機関の設置 ⑩自立支援プログラムの実施
- ⑪地域居宅移行支援の実施 ⑫設備・食事・職員体制に関するガイドライン

5. ホームレス支援のケア対価に関する基本的方針

- ・支援を受ける側への給付(保護費等)と支援提供側への費用(ケア対価)とを分別。
- ・ケア対価は、国庫補助10分の10(もしくは自治体が応分の負担)として想定。
 - ーホームレス地域居住ケア推進ネットワーク、認定・外部評価チーム、コーディネートセンターに対しては補助金を支給。
 - ー自立支援ハウジングについて、居住環境の提供に対しては利用者一名あたり単価として(例えばグループホーム並み)、総合相談窓口および居宅設置支援事業に対してはケアの種類ごとに利用者一名あたりの単価が事業者を支払われるのが望ましい。

図1 支援対象者の現状（3タイプ）と支援施設類型との関係

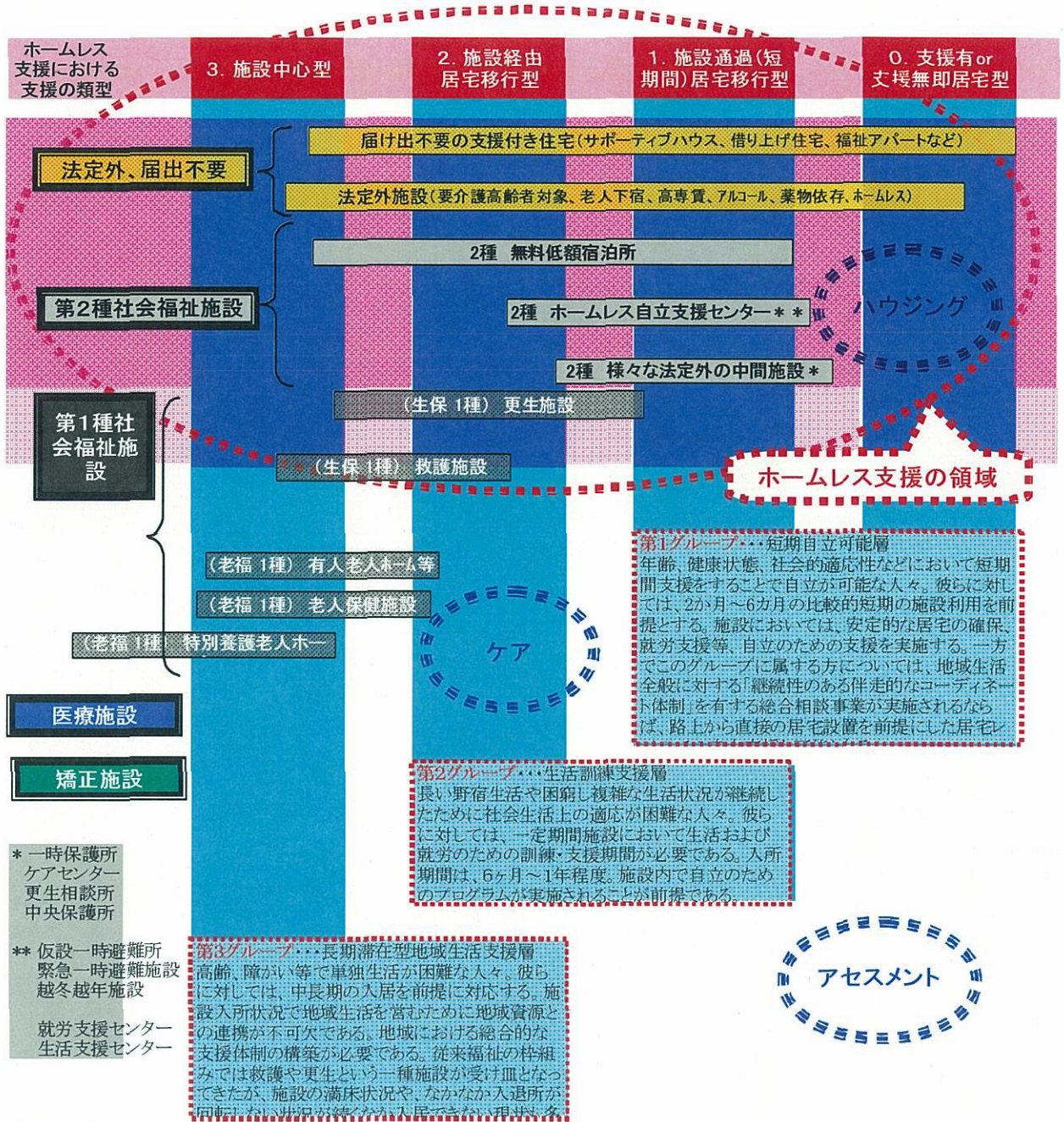


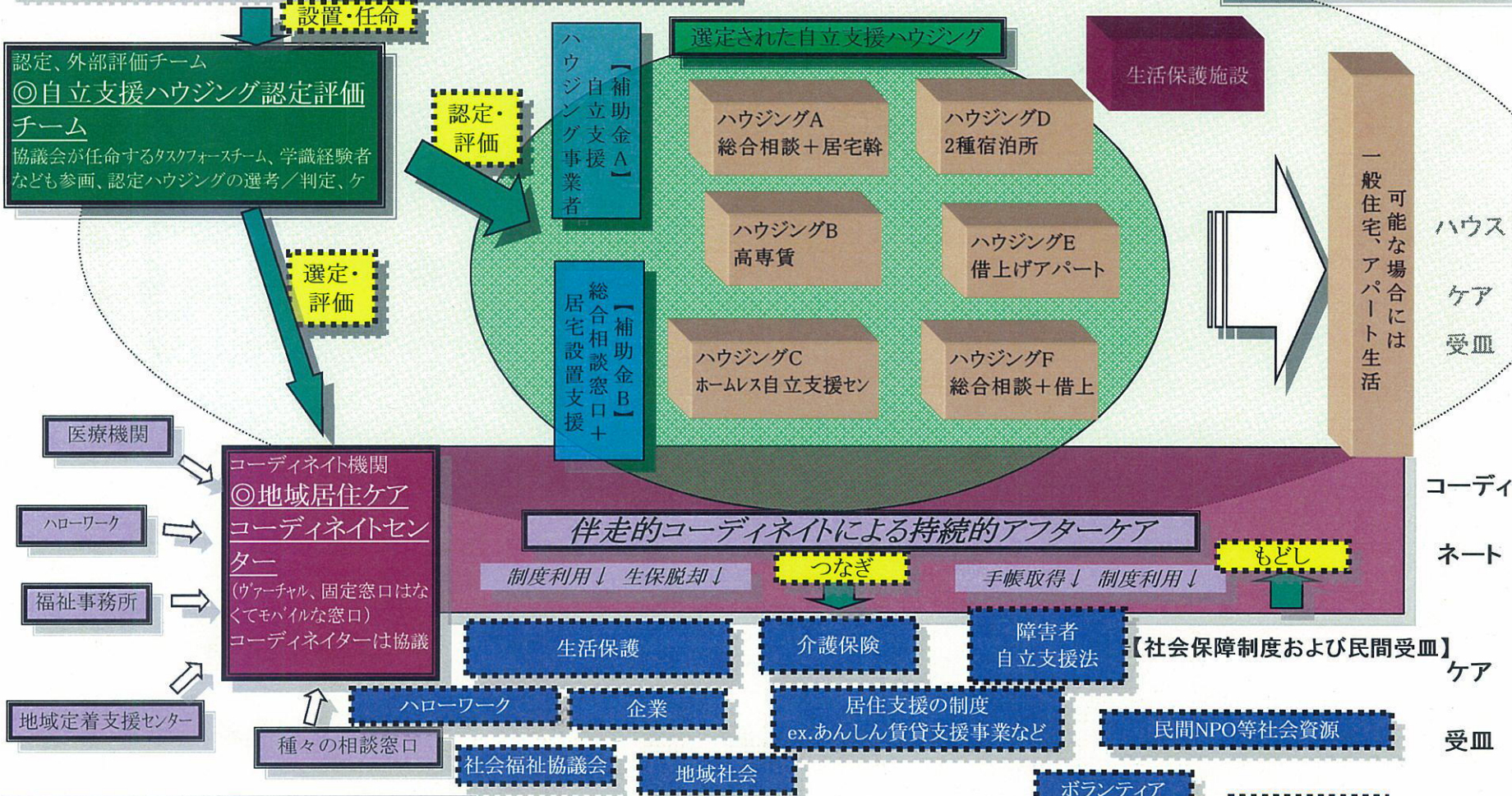
図2

生活困難者に対する自立支援ハウジングのあり方に関するガイドライン
 -ホームレスに対する地域居住ケア推進ネットワーク実現のワンステップとして-

◎ホームレス地域居住ケア推進ネットワーク協議会
 ホームレス支援NPO、福祉事務所、役所住宅部門、地域包括支援C、ハローワーク、法曹界、福祉士

すべての支援付きハウジング

いわゆる「貧困ビジネス」の規制
 ◎ケースワーカーの増員
 ◎総合相談事業の活用
 ◎適正化評価委員会の活用



自立支援ハウジング認定で想定される組み合わせ ×は認定非対象 (但し中間施設で就労支援有、第3グループ用施設だとOK)

箱有1	総合相談+中間施設+居宅斡旋+アフターケア	箱有×	中間施設*
箱有2	総合相談+借上げ住宅+アフターケア	箱有×	借上げ住宅*
箱有3	総合相談+中間施設+借上げ住宅+アフターケア	箱有×	総合相談+中間施設*
箱有4	中間施設+居宅斡旋+アフターケア	箱有×	総合相談+借上げ住宅*
箱有5	借上げ住宅+アフターケア	箱無×	総合相談
箱無6	総合相談+居宅斡旋+アフターケア	箱無×	居宅斡旋
箱無7	居宅斡旋+アフターケア	箱無×	総合相談+居宅斡旋

注: 中間施設とは、2種宿泊所や一時居住を前提とした借上げ住宅やシェルターを想定、総合相談にはアセスメントも組み込まれる